

## 町文化祭に参加しませんか？

- ▶日にち=10月17日(金)～19日(日)
- ▶会場=ORIGAMIプラザ、上三川いきいきプラザ
- ▶対象=町内在住、在勤、町内を中心に活動する団体や個人
- ▶内容=歌、音楽、踊り、絵画、書道、ふくべ細工など
- ※詳しくは広報7月号または町ホームページをご覧ください
- ▶申込期限=8月18日(月)正午まで



お申込みはこちら



▶問い合わせ先=文化祭運営委員会事務局 (ORIGAMIプラザ内) ☎ 0285 (56) 3510

### 上三川こぼれ話 第35話「戦時下のくらし—砂糖の配給について—」

8月15日は終戦記念日です。昨月に引き続き戦争に関する話題として、今月は配給制のお話です。生活必需品が不足してくると、国は国民に平等に物品を分配するため、品目ごとに切符や整理券を発券し、それらと物品を交換する配給制を実施しました。

例として、砂糖の配給状況をみてみましょう。

1940(昭和15)年10月に「砂糖・マッチ配給統制規則」が公布され、11月1日より全国で切符制配給が始まりました。現上三川町域を含む河内郡の多くの町村と宇都宮市では、全国に先駆けて7月1日から家庭用砂糖の切符制配給を開始しました。

配給量は1人1か月80匁<sup>もんめ</sup>(300g)で、例えば4人家族の場合は320匁(1,200g)の分量が割り当てられました。また、砂糖の配給は専用の袋の購入を義務付けるリンク制が採用され、袋には住所・氏名・家族人員・販売月日が記入されていました。

1人ひとりの分量が定められた配給制の導入によって、物品が手に入りやすくなったという好意的な意見もあったようですが、次第に配給量が減らされていったり、現物が配給量に伴っていなくなったりと問題点が浮き彫りになっていきました。

▶問い合わせ先=生涯学習課 文化係 ☎0285 (56) 3510

### 消費生活センターにご相談ください 消費豆知識 145

#### 定期購入「返品」だけでは解約になりません

**事例 1** ネット広告で見たサプリメントを注文した。1回だけ購入のお試しのつもりだったのに、2回目が届いたので送り返した。すると、請求書だけが送られてきた。支払う気はないので放置していたら弁護士事務所から通知が届いた。どうしたらよいか。

**事例 2** SNSの広告を見てお試し価格の化粧品を買った。その後、同じ化粧品が届いたが、注文した覚えがないので、その旨と解約希望の書面を同封して返品した。その後も請求書などは届いていたが無視していたところ、先日、弁護士事務所からこの請求についての最終通告と書かれた封書が届いた。商品が手元にないのに請求されるとは納得がいかない。

- ・「低価格」や「お試し」などを強調する広告を見て、1回だけのつもりで商品を注文したら実は定期購入だったというケースがあります。
- ・自分は1回しか注文していないからと、商品を返送したり受け取り拒否をしたりしても、それだけでは解約にならないので注意しましょう。
- ・ネットで購入する際は、最終確認画面などで定期購入になっていないか、解約方法・条件、支払い総額などをしっかり確認しましょう。また、これらの記載はスクリーンショットで必ず保存しましょう。

▶相談日時=月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～4時

▶相談場所=上三川町消費生活センター(役場1階 地域生活課内)

▶相談専用電話=☎0285 (56) 9153

まずは、お電話を。消費者ホットライン188でもつながります。